

| | | | |
|-------------|----------------|--------------|--------|
| 部会 課題検討会 | 「行政不服審査法」課題検討会 | 【静岡県行政経営研究会】 | |
| | | 担当 | 市町行財政課 |

○伊豆市・伊豆の国市が第三者機関を共同設置

○法改正に関する調査・研究及びその情報共有により、市町の円滑な対応への支援を実施

■課題検討会での検討を契機に、伊豆市、伊豆の国市及び伊豆の国市廃棄物処理施設組合（一部事務組合）において、第三者機関の共同設置を企画・実践し、平成 28 年度から運用を開始した。

■行政不服審査法の改正に伴い、新たに整備すべき第三者機関や条例等に関し、県の取組事例及び県内市町の対応状況を情報共有し、各市町の法改正に対する円滑な対応を支援。

取組の背景（課題認識等）

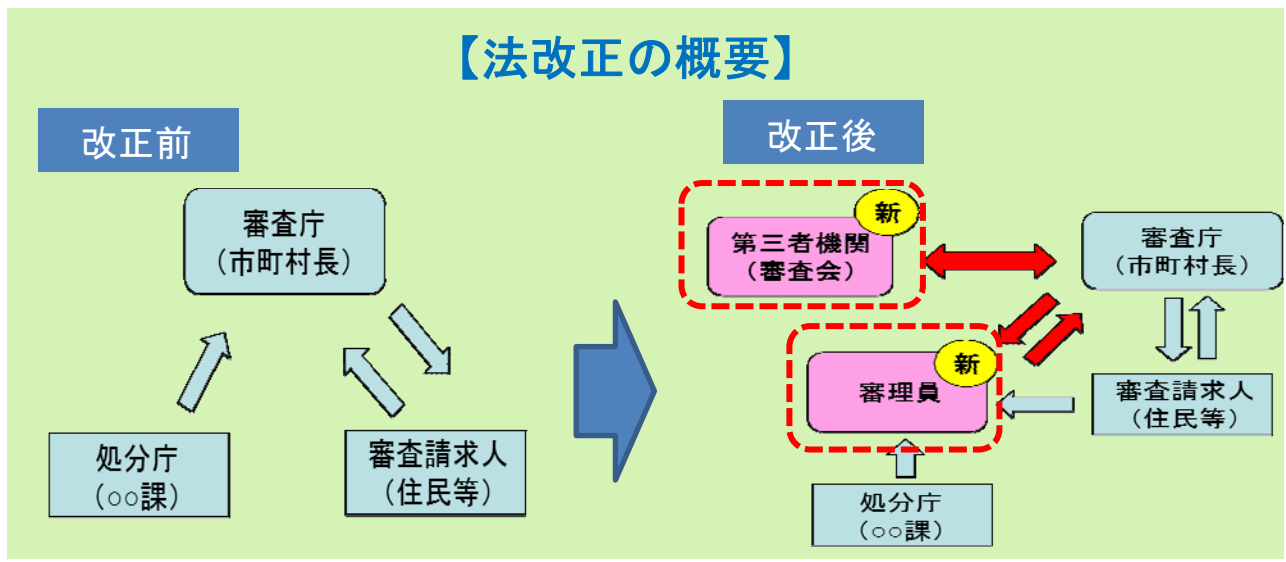
【現 状】

- 平成 26 年6月に「行政不服審査法」に関する、大きな制度改正があり、平成 28 年4月からその改正が適用されることとなったため、県内の各市町でも、「第三者機関の設置」や、「審理員の選定」などの対応が必要となった。

【制度改正の概要】

- | |
|---------------------------------------|
| ①不服申立て手続が審査請求に一元化された |
| ② <u>審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続が導入された</u> |
| ③審査請求期間が延長された（60 日→3月） |

⇒各市町は「第三者機関の設置」や「審理員の選定」などの対応が必要となる



【課題】

この制度改正に対する県内市町の対応状況について、県で調査を行ったところ、次のような課題があることがわかった。

○多くの市町で審理員の選定や第三者機関の設置について十分な検討・準備がなされていない

→ **準備状況や課題などについて情報交換し、各市町が準備を進めるための情報を得る必要がある**

○第三者機関について「共同設置を検討したい」という意見もあった

→ **第三者機関の設置について、市町間連携による共同設置に向けた検討を行う必要がある**

※【行政不服審査法とは】

行政庁の処分等によって不利益を受けた国民が不服を申し立て、これを行政庁が審査する手続について定めている法律。

※【審理員とは】

審査請求された行政庁により指名される、審査庁に所属する職員であって審理手続を行う者。審査対象となっている処分に関係していない者が指名される。

※【第三者機関(審査会)とは】

審査請求についての採決の客観性・公平性を高めるため、第三者の立場から、審理員が行った審理手続の適正性や審査庁の判断の妥当性をチェックする。

検討体制

| | | | | |
|------|--------|--------------|-----|--|
| 構成 | 市町 | 34市町(22市12町) | その他 | ○静岡県においても、同様の制度改正への対応が必要であったため、法務文書課の検討状況や方針等についても課題検討会で市町に紹介した。 |
| | 県 | 市町行財政課 | | |
| 検討期間 | 平成27年度 | | | |

取組の概要

【検討の経過】

○第1回課題検討会:(H27.7.28)

第三者機関の共同設置検討、各市町の準備状況の情報交換

○第2回課題検討会:(H27.10.22)

第三者機関設置の検討状況報告、整備すべき条例の情報交換

○各市町の準備状況調査(H27.8月・11月、H28.1月)

○審理員向け研修会の開催(H28.2.10)

【検討内容】

(1)取組のポイント

○第三者機関(審査会)の共同設置等による市町間の連携の可能性を検討

○各市町が法改正に円滑に対応できるよう、準備状況や課題・対応策等を共有

(2)取組事項

1 第三者機関(審査会)の共同設置に向けた検討

2 各市町の準備状況調査と調査結果の共有

3 整備すべき条例等の情報共有

取組の成果

■第三者機関の共同設置が進んだ

課題検討会に参加した団体のうち、伊豆市及び伊豆の国市では、本テーマの検討をきっかけに、第三者機関(審査会)を両市及び両市で設置した一部事務組合の3団体で「共同設置」することを協議し、平成28年4月から運用している。

(1) 第三者機関を共同設置することとした理由

①過去の申立件数の実績

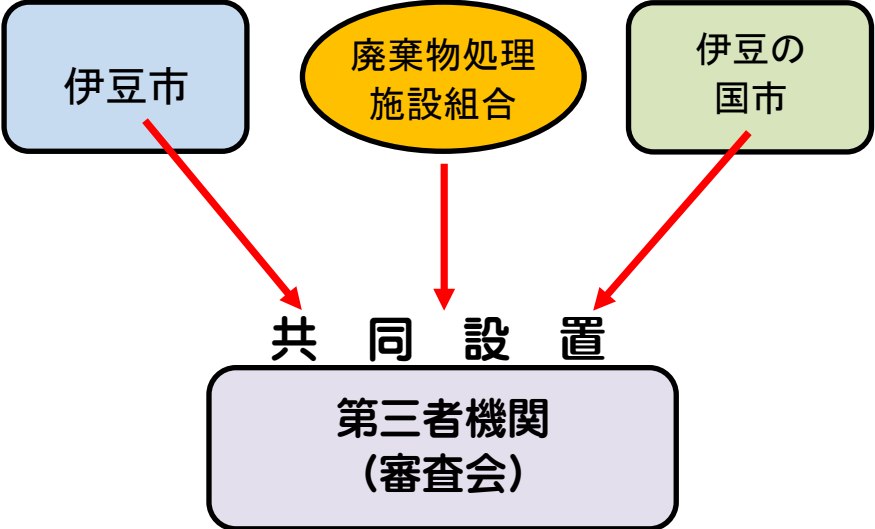
過去10年間の不服申し立て件数(伊豆市0件、伊豆の国市2件)

②公平委員会の共同設置の実績

平成21年4月から伊豆市・伊豆の国市で公平委員会を共同設置している。

⇒ 過去の実績から想定される今後の案件を考慮すると、単独設置よりも共同設置の方が合理的であると判断。

(2) 伊豆市・伊豆の国市による第三者機関の共同設置の概要

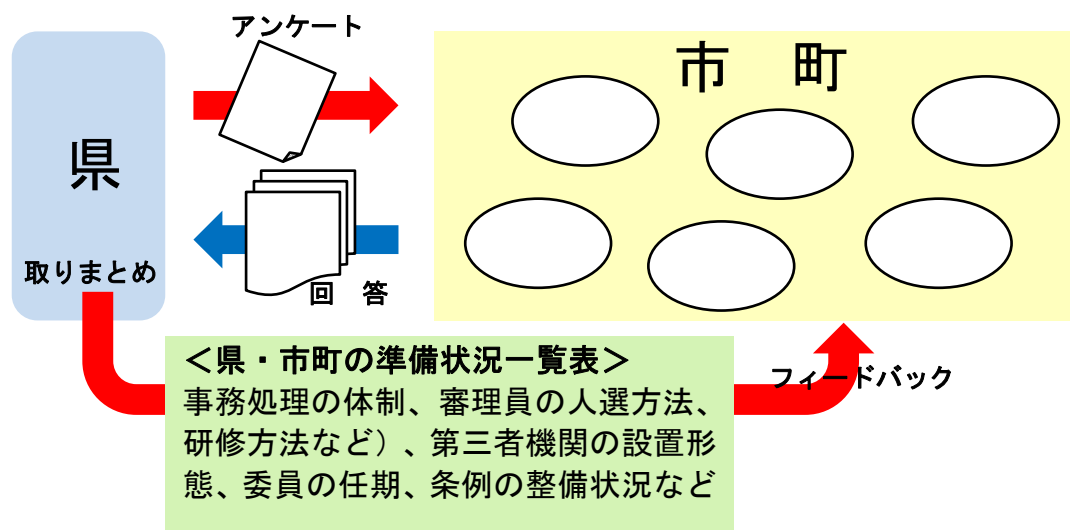
| | |
|-------|--|
| 設置団体 | <p>伊豆市、伊豆の国市、 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合(一部事務組合)</p>  <pre>graph TD; A[伊豆市] --> C[共同設置 第三者機関 (審査会)]; B(廃棄物処理 施設組合) --> C; D[伊豆の 国市] --> C;</pre> |
| 議決時期 | 伊豆市及び伊豆の国市 … 平成27年12月議会 一部事務組合 … 平成28年2月議会 |
| 設置年月日 | 平成28年4月1日 |

■法改正に伴う円滑な対応の支援

◆主に、次の取組により参加市町間で情報共有し、各市町が法改正に対する円滑な対応ができるよう支援

① 県によるアンケート調査の実施・結果の共有

県が市町にアンケート調査(全3回)を実施し、県や市町の準備状況や方針を一覧にして全体にフィードバック



② 先行検討団体の事例発表

課題検討会で、先行して準備に取り組んでいる団体や県(法務文書課)の担当者から取り組み状況を発表、必要な手続きや留意点を共有

- 静岡県における準備状況報告(法務文書課)
- 第三者機関設置に向けた検討状況の説明(沼津市、磐田市、焼津市)
- 整備すべき条例等の一覧の提供(県、沼津市)

③ 説明会の開催

市町の担当者を対象に、総務省の担当者を招き、審理員制度説明会を開催し、円滑な制度運用を支援

内 容 : 「改正行政不服審査法における審理員制度」

説明者 : 総務省行政管理局副監理官 長澤真吾 氏